

留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善(回答)

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議から「移送される者の健康管理の観点から、処方薬の投与が一時的に途切れることがないように措置を講ずるべきである。」等の意見を得ました。これを踏まえて、平成 26 年 2 月 18 日に警察庁及び法務省にあっせんし、同年 2 月 19 日に警察庁から、また同年 3 月 25 日に法務省から回答を受領しました。

(行政相談の要旨)

留置施設では、処方薬を投与していた被留置者を刑事施設へ移送する際、未投与の処方薬は廃棄される。また、入所した刑事施設では、直ちに医師の診察(処方薬の投与)が受けられるとは限らず、被収容者の服薬等が一時的に途切れるおそれがある。仕組みを見直してもらいたい。

(注) 本件は、平成 24 年 5 月に行政相談委員が受け付けた相談である。

(あっせん要旨)

警察庁及び法務省は次の措置を講ずる必要がある。

- ① 留置施設から刑事施設への処方薬の引継ぎ(引渡し)を刑事施設と連携して行うよう都道府県警察を指導すること。
(警察庁)
- ② 留置施設から刑事施設への処方薬の引継ぎ(引受け)を留置施設と連携して行うこと。
また、緊急的な移送などによって入所当日に刑事施設の医師による診察ができない場合に備え、態勢を整えること。
(法務省)



(回答要旨)

警察庁及び法務省では、あっせんの実現に向けて、次の措置を講じたと回答。

- ① 被留置者の移送の際に、拘置所等から処方薬の引継ぎを受けたい旨の要請があり、かつ、警察において残留処方薬がある場合には、当該処方薬を拘置所等へ引き継ぐこととして差し支えないこと等について、各都道府県警察宛てに通知した。(警察庁)
- ② 残留処方薬がある場合において、刑事施設に入所後、速やかに医師による健康診断が実施できないなどの場合に、病状等に関する必要事項が確認できること等を全て確認できた場合に限り、留置施設に対して残留処方薬の引継ぎを要請して差し支えないことについて、刑事施設等宛てに通知した。
なお、刑事施設では、被収容者に対し、収容の開始後速やかに健康診断を行うこととされており、常勤医師が健康診断を行っているほか、常勤医師が不在の庁においても、非常勤医師等による健康診断を行うなど、適切に対処している。(法務省)



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 花田 聡
電話：03-5253-5425 (直通)
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>